

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：32614

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780042

研究課題名(和文)性犯罪者に対する刑事的サンクションについての総合的研究

研究課題名(英文)A Comprehensive Study on the Sanctions against Sex Offenders

研究代表者

甘利 航司 (Amari, Kohji)

國學院大學・法学部・准教授

研究者番号：00456295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：性犯罪者を一定の場所に住まわせないという「居住制限」がある。しかし、対象者は居住場所を追われるだけであり、それが再犯防止効果をもたらすわけではない。そして、日本でも広く知られた、「登録・通知制度」がある。これは、対象者の居場所等を警察が把握し(登録制度)、場合によっては、その情報に一般の人がアクセスできるという制度である(通知制度)。しかし、この制度も同様に再犯防止効果がない。そこで、GPSを対象者に付加するという制度がある。これについては、再犯防止効果があるという実証研究と、そのようなものはないとする実証研究があり、今後の研究が必要な領域である。

研究成果の概要(英文)：This research considers whether the sanctions against sex offender should be introduced or not in Japan.

There are 3 styles of the sanctions. First one is the "residence restrictions", which prohibit offenders from living in a certain places. However this cannot prevent reoffendings. Second one is the "registration and notification". But these sanctions also do not have the effective effect in reducing re-offendings. And the third one is GPS Monitoring, which is very well-known. There are two of researches. And they show the completely opposite results, one of them says GPS has favorable effect and another one says that GPS is waste of the government's money because it lacks the effect. Therefore this research reached the conclusion that we need more detailed researchs about GPS monitoring.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑事法学 刑事政策学 刑法

1. 研究開始当初の背景

大阪府は条例にて、性犯罪を犯した者が刑務所を出所した後、大阪府に居住する際に、住所等の登録を求め、仮にそれに違反すると過料を処するというものを制定した。曰く、子ども(18歳未満の男女)に対する強姦・強制わいせつをした者のうち、刑期の満了日から5年を経過しない者で大阪府に住所を定めた者は、当該住所を定めた日から14日以内に、氏名・住所・生年月日・連絡先・届出に係る罪名・刑期の満了日を知事に届け出なければならず、それを怠ると5万円の過料に処する、と。

そして、その少し前に、宮城県は条例案として、性犯罪者に対して、GPSを付加するというものを提案していた。

以上のように、現在、日本でも性犯罪者に対して 当該性犯罪に対する拘禁刑とは別に、それに付加して 何らかの刑事法的な対処をする方向で議論が進んでいる。そして、これらは、欧米 特にアメリカ の議論を参考にして構築されている(大阪府側で主に参照されていると考えられるものとして、松井茂記『性犯罪者から子どもを守る メーガン法の可能性』〔中公新書、2007年〕がありこれはアメリカ法に依拠する)。また、これらは、私たちが一般的に使用する「刑罰」というものでは必ずしもない。アメリカなどでは、例えば、刑を終えた後に付加されたりするし、また、行為時にはなかったにもかかわらず、裁判時や受刑時に成立した場合には適用されるなど、事後法の禁止にも抵触しないとされているからである(矢作由美子ほか「性犯罪事件を通して」犯罪社会学会第40回報告要旨〔2013年〕42-43頁〔甘利航司〕)。つまり、一種の「保安処分」なのである。そのため、本研究では、「刑罰」ではなく)性犯罪者に対する「サンクション」とくくり研究を開始した(更に、甘利航司「中間的刑罰・社会内刑罰」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』〔現代人文社、2012年〕36頁以下)。

そして、このサンクションとしては、「居住制限」、「登録・通知制度」、そして「GPS型監視」が存在する。こういったものの日本への導入可能性を研究する必要性から、本研究はスタートしている。

2. 研究の目的

性犯罪者に対するサンクションには、三個種類のものがあるが、これらにはそれぞれどのような効果があり、それぞれどのような対象者に効果があるかを分析する。

そして、その際には、それらがはらむ「倫理的」、「法律的」といえる問題点を抽出し、それらをクリアーにする議論を検討する。

そのうえで、性犯罪者にもそれぞれ特色があり、そういったそれぞれの類型に適切なサ

ンクションの在り方を検討することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

比較的研究による。日本では、上述の通り大阪府で実施されているが、再犯率の分析がなされているわけではない。統計データ等もしっかりしたものがある訳ではないため、欧米の議論、特に、実証データが豊富にあるアメリカの議論を中心に検討する。

しかし、アメリカの制度は、人権上問題があるのは間違いがないため、その直接的な導入論だと、それだけでは、完全に治安維持政策の検討となってしまう。そこで、アメリカ以外の国の実施例を参照にしながら、人権上適切と思われる(人権上、許容しうる)実施方法を抽出する。

また、以上の議論は、実態調査や実際に担当している実務家(例えば、保護観察官)等へのインタビューを踏まえたうえで、行っていく。

4. 研究成果

まず、三つの柱の一つ目が「居住制限」である。居住制限は、対象者が公園等の子供が多くいる場所から一定の距離以上離れないと住んではいけないという制度である。場合によっては、対象者が、自宅にて「性犯罪者である」旨の立て看板をたてることが求められる場合もあるが、これも広い意味では、居住制限といえる。

この居住制限は、子ども(等の潜在的被害者)との接触が避けられるため、性犯罪の再犯防止に効果があるとされてきた。しかし、実証的なデータを踏まえると再犯防止効果は認められなかった。というのも、性犯罪者は、近隣で性犯罪を行うことは必ずしも多くなく、また、自宅で行う性犯罪等は防止できないからである(Colorado Department of Public Safety, Report on Safety Issues Raised by Living Arrangement for and Location of Sex Offenders in the Community, 2004.また、この政策に対する厳しい批判を含んでいる)。

二つ目が、「登録・通知制度」である。これは性犯罪者が自宅等を政府当局に届け出るといふものと(登録制度)それを一般の人々に伝達する(通知制度)という二つのものから成り立っている(網羅的であり、非常に分かりやすい文献として Terry Thomas, The Registration and Monitoring of Sex Offenders, 2011)。

対象者としては、性犯罪者であることが登録されているため、性犯罪の再犯をしなくなるのではないかと考えられてきた。また、近隣住民としても、当該対象者に近づかなくなるため、性犯罪が防止できると考えられてきた。

しかし、実際は、再犯防止効果は存在しない (Iowa Department of Human Rights Division of Criminal and Juvenile Justice Planning and Statistical Analysis Center, The Iowa Sex Offender Registry and Recidivism, 2000)。性犯罪者としては、登録や近隣住民の把握により、再犯防止へと方向づけられるわけではない。これは、居住制限とも共通するが、性犯罪者は、貧困・社会的な孤立・教育レベルの低さ、といったものから犯罪を犯すのである。これは、通常の犯罪の発生メカニズムと同じである。つまり、この点は誤解してはいけないのである。性犯罪者を犯罪者として特別のカテゴリーとしてくくっては問題点の本質を見失うのである。そうである以上、貧困等の解決が先決なのであり、そういった問題を抱えている以上、再犯は防止されないのである。また、以上のような制度は、対象者に対して「押さえつける」政策であり、「押さえつけられた」者がそのようなもので社会復帰できるわけではないのである。

なお、「登録・通知」制度においては、制度の抜け穴が大きすぎ、例えば、登録を逃れている者があまりに多いとされている。つまり、本当に登録されるべき対象者が登録されずに、そうでない性犯罪者が 制度に従順に従って 登録され、厳しいサンクションを受けているのである。

三つ目が GPS を使ったサンクションであり、「GPS 型監視(GPS Monitoring)」である。対象者は、足首に GPS 装置を付加され、そして、対象者の情報が 24 時間体制で、監視するセンターにて把握される。

この制度は、性犯罪者が 24 時間体制で監視されているならば、再犯をしないだろう、という予測からつくられたものである。しかし、「GPS 型監視」においても、上記二つの制度と同じような結論となる (GPS 型監視には再犯防止効果がないとするものとして、Susan Turner et al., Implementation and Outcomes for California's GPS Pilot Project for High Risk Sex Offender Parolees, 2010)。それは、監視されていても、再犯する者は再犯をする、ということである。

但し、この制度で確かに再犯が抑止される性犯罪者はいる。しかし、現状としては、次のような例を挙げると分かりやすい。100 名の性犯罪者に GPS を付加する。しかし、そのうちの 90 人は付けても付けなくても、再犯をしない。そして、残り 10 名のうち、6 名は、付けても付けなくても再犯をし、4 名は GPS を付加されたがゆえに、再犯をしなくなる。つまり、GPS 型監視は、この (適切な) 4 名への効果のために、残りの 94 名にも (効果はないにもかかわらず) 付加されているのである (なお、誤解を避けるために述べると、この 4 名は事前には特定ができない者たちである)。こういった視点からは、GPS 型監視に

は問題があると考えられる。

ただ、GPS 型監視については、他の二つの制度とは異なる側面がある。それは、興味深いことに、再犯防止効果がある、とする実証データが存在することである (Stephen V. Gies et al., Monitoring High-Risk Sex Offenders with GPS Technology, 2012)。そして、GPS 型監視においては、ほとんどスマートフォンを持っているだけに近いような、「ソフトな」 (= 人権上、あまり問題とならない) 実施方法も存在する (アイルランドの会社である Core Systems (NI) Ltd. が示す議論はその意味で、非常に興味深い)。こういった制度のいくつかは、保護観察官からの支持も存在する。また、性犯罪者が刑務所を出るといふ際に、いわゆる「保安処分施設」への収用がどうしてもできない場合がある。そういった対象者を社会に統合する際に、GPS 型監視を使わざるを得ない、という例も存在する。

以上のことから、GPS 型監視に関しては、更なる検討が必要であり、また、実務的にも実施可能性が高い、と本研究は考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

甘利航司、電子監視 「今まで」と「これから」、犯罪社会学研究、査読あり、42 号、2017 年、171 - 181 頁。

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者 甘利航司
(AMARI, Kohji)

國學院大學法学部、准教授

研究者番号：00456295

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()